

『伝法院通り江戸まちづくり景観協定』概要

1. 根拠法令: 東京都台東区景観条例第30条
2. 協定区域: 台東区浅草一丁目39番9号、浅草二丁目3番13号地先
～浅草一丁目37番12号、浅草二丁目3番2号

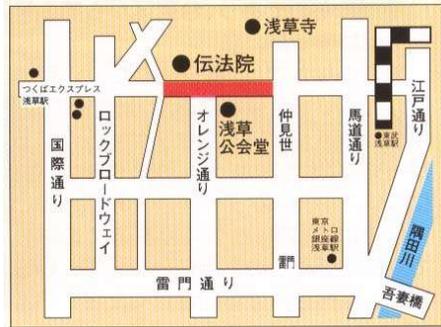
3. 区域面積: 1,946㎡
4. 協定締結者数: 33人
5. 用途地域: 商業地域
6. 協定の有効期間: 10年間
(廃止の意思がなければ自動的に10年間延長)

7. 協定認定年月日: 平成17年6月20日
変更認定年月日: 平成23年5月12日

8. 協定認定番号: 第1号 (変更認定番号: 第1-2号)

9. 景観形成基準の内容
景観形成基準の方針

伝法院通りは、浅草の文化、歴史の核、浅草寺の門前通りとして古くから歴史と伝統に培われてきています。こうした貴重な観光、景観資源を台東区景観まちづくり条例に基づく「景観協定」地区として定め、将来にわたり、江戸の街並みの情景づくりに重点を置き、建物ファサード、工作物、広告物(看板など)、街路等の形態、意匠、位置、色彩又は面積等の基準を設け魅力ある“伝法院通り江戸まちづくり”を永続することを目的とします。



■案内図

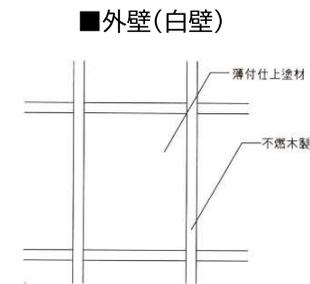
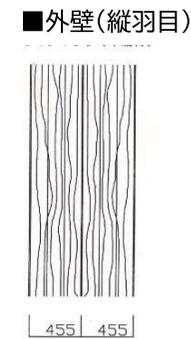
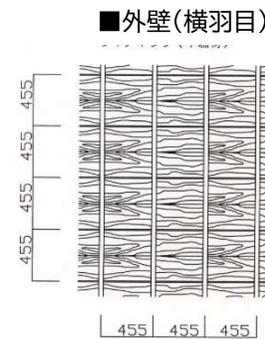


10. 景観形成基準細目(抜粋)

- (1) 建物ファサードに関する事項

- ① 建物ファサード形状・形態・色彩

- ・5階以内までの統一ファサード
- ・スカイラインの調和
- ・外壁は、江戸町風、(横羽目、縦羽目、白壁)(色は黒、白、こげ茶)



- ・庇の形態(瓦、瓦棒)(色は黒、こげ茶)

- ② 日除け用オーニング

- ③ 建築付属物

- ・シャッター絵(江戸風の入口を描く)
- ・窓部分に面格子等を取り付ける

- ④ 建築設備等

設備は露出しないよう隠蔽等によりファサードデザインの一環として工夫する

- ⑤ 物品置場等

歩道に突出して物品置場等設置しない

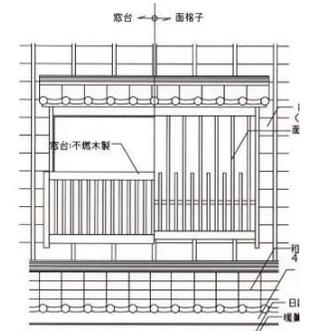
- ⑥ 自動販売機の設置

江戸風、のデザイン、色彩とする

- シャッター絵イメージ



- 面格子、窓台



(2)屋外広告物・サイン等に関する事項

①屋外広告物

原則として認めない

②壁面広告物

- ・統一木製看板とし、その他は認めない
- ・色は木製の板面に黒、白を用いる

③突出広告物

袖看板は原則として認めない

④置き看板等

道路へは設置しない

⑤ストリートファニチャー

ねずみ小僧等のストリートファニチャーを通りに設置し、賑わいのある通りを演出する。

■正面看板イメージ



■袖看板イメージ



(3)街路に関する事項

①舗装

土をイメージしたデザインとする

②装飾街路灯

図参照(浅草六区通り側に2基・通り沿いに13基設置)

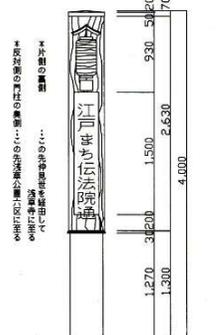
③アーチ

既設アーチ2基は「江戸まち」に調和したデザイン、色彩とする。(図参照)

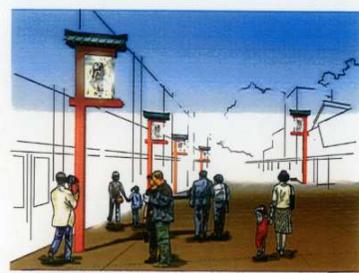


■伝法院通り夜景

■装飾街路灯イメージ図
(浅草六区通り側)



■装飾街路灯イメージ図
(通り沿い)



■アーチイメージ図



④スピーカー・防犯カメラの設置

音による趣ある演出を行い、通りの安全・安心をはかる。

⑤その他

- ・常に道路の美化に注意を払い、清掃活動等に努める
- ・道路面の掘り起し等を及ぼす工事の施工については、事前に景観協定運営委員会に工事計画を説明し、同意を得る

(4)その他景観協定者が必要と認める事項

本景観形成方針に照らし、伝法院通り江戸まちづくり、を実現するよう努める

■イメージパース

